

# 1. 死後の共同性を誰がどう保障するのか —現代社会における墓の多様化と意義

小谷 みどり

## 1. はじめに

日本では、人が亡くなって以降のことは、家族や子孫が担うべきとされてきた。例えばお墓は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が継承すると、民法で規定されている。慣習とは誰か、までは法律には明記されていないが、多くの人は、長男がお墓を継承すると思込んでいる。「次男や三男は新しくお墓を建てなければならない」「結婚した娘は一緒のお墓に入れない」などと思っている人も少なくないが、公営墓地や民間霊園では、一緒のお墓に入れる人の範囲について「6親等内の親族、配偶者、3親等内の姻族」としているのが一般的である。

そもそも「〇〇家の墓」のように、子々孫々で同じ墓石の下に遺骨を安置するようになったのは、火葬が普及してからのことだ。厚生労働省『衛生行政報告例』によれば、今でこそ火葬率は99.9%を超えているが、1970年には79.2%だったので、50年前には5人に1人は土葬されていた計算になる。子々孫々が同じ墓に埋蔵され、継承、管理する家墓にはそれほど長い歴史があるわけではない（写真1）。



写真1 個人墓・夫婦墓と、家墓が混在している墓地（2019年撮影）

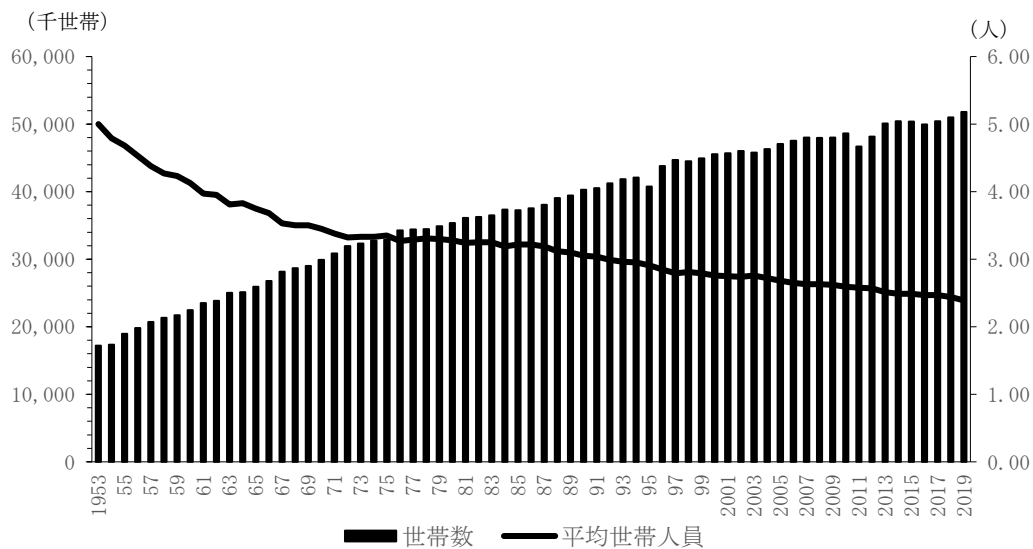
そこで本稿では、まず墓の多様化の背景にある社会の変化や人々の意識を概観したうえで、死後の共同性の可能性について考察したい。

## 2. 墓の多様化に影響を及ぼす社会の変化

### (1) 核家族化の進展

わが国では、墓と家は深く結びついてきた。しかし家族のかたちや居住形態が変化すれば、お墓のあり方も変わる。実際、戦前から戦後の復興期までは、日本の平均世帯人員数は5人前後で推移していたが、1950年以降、急激に減少しており、1992年には3人を下回り、2019年には2.39人となった（図表1）。

図表1 平均世帯人員数と世帯数の年次推移



資料：1985年以前は厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」、1986年以降は厚生労働省「国民生活基礎調査」

注：1995年は兵庫県、2011年は岩手県、宮城県及び福島県、2012年は福島県、2016年は熊本県を除いた数値

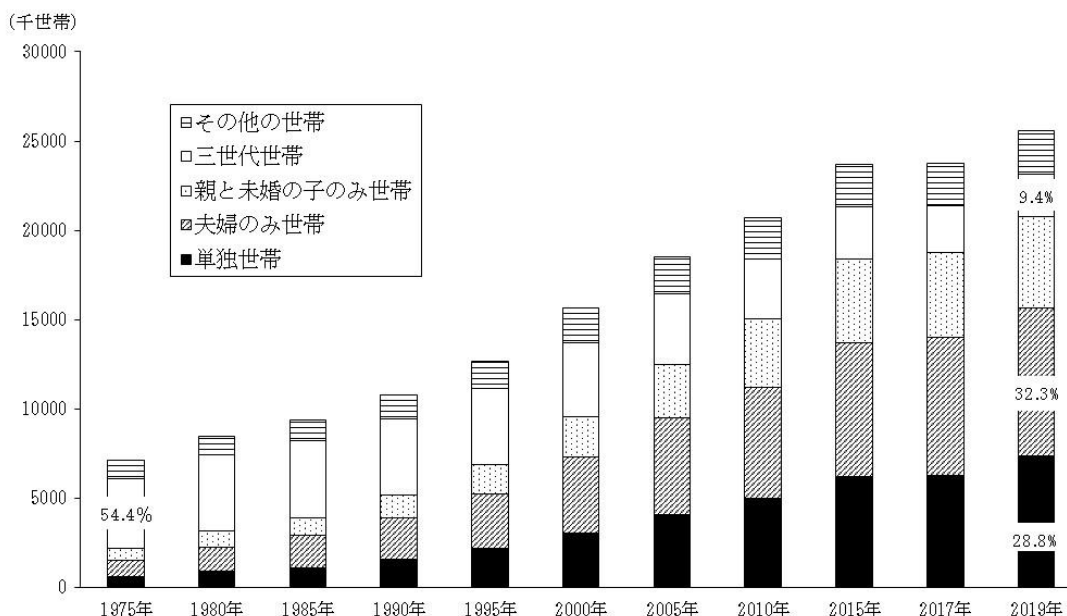
また厚生労働省『国民生活基礎調査』によれば、65歳以上の人がいる世帯のうち、三世帯同居の割合は1980年には50.1%と半数を占めていたが、1990年には39.5%、2019年には9.4%にまで減少している（図表2）。

当時の厚生省『昭和53年版厚生白書』には、「老親と子の同居は我が国の特質であり、諸条件が整えば、それは核家族にはない家庭機能の安定に寄与するとともに、同時に老人にとっても生きがいと安心につながるものである」との記述があり、高齢者の半数が三世帯同居だった時代には、三世帯同居は日本の「特質」であると考えられていたことがうかがえる。

昨今では高齢者の半数以上は、夫婦のみか、ひとり暮らしであるが、図表2で

分かるように、三世同居の割合は減少してきたとはいえ、高齢者の世帯数自体は増加しているため、三世同居の世帯数の減少が顕著になるのは2000年以降のことである。2019年の単身世帯数は、2000年と比べて2.5倍、夫婦のみ世帯は2倍近くに増加しており、ここ10年間の変化が大きい。

図表2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移



資料：図表1と同じ

一方、国立社会保障・人口問題研究所の『地域人口移動に関する調査』によれば、現在の居住地が出生地と同じ人の割合は、1976年には51.1%だったが、1986年には30.3%、2011年には10.7%と大きく減少している。

つまり戦後、日本の世帯数が増加してきたのは次男以下において核家族化が進行したからであって、長男は結婚しても親と同居するという三世同居の「特質」は、1980年前後までは存続していたと、ここからもいえる。

現に、統計数理研究所の『日本人の国民性調査』によれば、「子どもがいないときは、たとえ血のつながりがない他人の子どもでも、養子にもらって家をつがせた方がよいと思いますか」という質問に対し、「つがせる」と回答した人は1953年には74%いたが、1973年には36%にまで減少したものの、「場合による」(17%)を加えると、養子縁組にネガティブではない人が過半数を占めていた。2013年には「つがせる」は20%で、「場合による」(17%)を合わせても、「つ

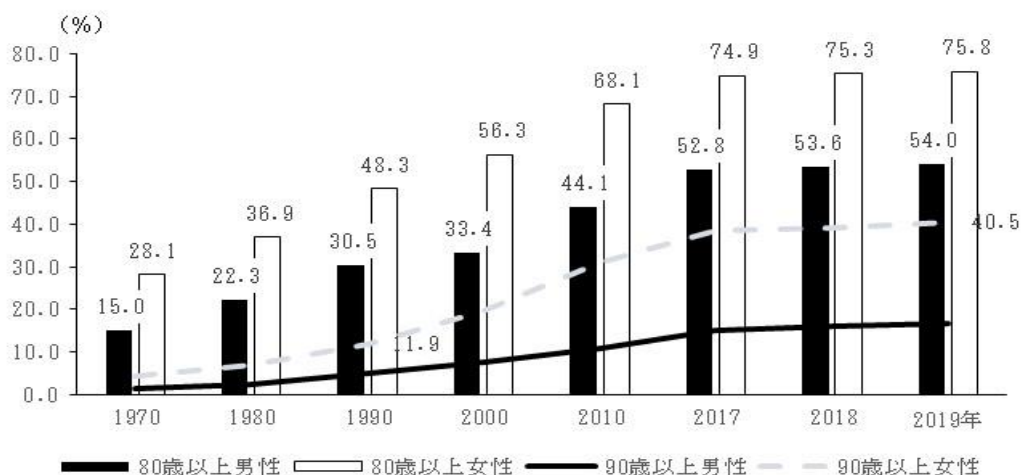
がせない」57%を大きく下回っている。

これらのことから、家意識自体も1980年前後までは歴然と残存しており、その意識に支えられ、土葬から火葬への転換に伴って、家意識の象徴としての家墓が普及していったことが分かる。しかし前述のように、1980年以降は高齢者の核家族化が進んできたとはいえ、長男は三世同居するという意識や慣習は継続されてきたため、「老後は子どもと関係なく暮らす」というライフスタイルが当たり前になるのは2000年以降のことである。子々孫々継承することを前提としてきたお墓のあり方や、お墓に対する価値観そのものにも大きな変化がみられるようになったのは、世帯数の上でも三世同居の減少傾向が顕著になったことに起因している。

## (2) 死亡年齢の高齢化

墓のあり方に影響を与えるもう一つの背景は、死亡年齢の高齢化である。65歳以上の人がいる世帯のうち、三世同居率が半数となった1980年には、80歳以上で亡くなった人は、男性が全男性死亡者の22.3%、女性が全女性死亡者の36.9%しかいなかった(図表3)。しかし2000年以降、その割合が急増し、2000年には男性33.4%、女性56.3%だったのが、2019年には男性54.0%、女性75.8%にまで上昇した。2019年に亡くなった女性のうち、90歳以上で亡くなった人は40.5%となった。

図表3 80歳以上、90歳以上で死亡した人の割合



資料：厚生労働省『人口動態統計』

90歳以上で亡くなった人の多くは、一人暮らしか、夫婦二人で暮らしていた人たちだ。高齢者の核家族化が当たり前になり、死亡年齢の超高齢化が進んだ2000年以降、子々孫々での継承を前提としていた墓はどうなってきたのか、また今後、どうなっていくのだろうか。

### 3. 2000年以降の墓をめぐる動き

#### (1) 改葬件数の増加

1990年に当時の総理府が20歳以上の男女を対象に実施した「墓地に関する世論調査」では、お墓と一緒にいる人はどういう人が望ましいかという複数回答を求める質問に対し、「配偶者」（86.8%）、「子ども」（71.0%）が圧倒的に多く、「自分の両親」（47.6%）や「配偶者の両親」（30.3%）を大きく上回っていた。すでにこの頃には、意識の上で墓の核家族化が進んでいたことが分かる。

また自治体が運営する公営墓地では、市民であれば誰でも入れる共同墓の設置が相次いでいる。全国で最初に公営の共同墓が設置されたのは、1983年に完成した横浜市の日野公園墓地だが、1990年に大阪市設瓜破霊園、1998年には東京都の小平霊園、2002年にはさいたま市の思い出の里市営霊園、2003年に市川市の市川市霊園などに合葬墓が設置され、ここ数年では、2013年に千葉市の桜木霊園、2014年に那覇市の識名霊園、2015年に郡山市の東山霊園、2016年に広島市の高天原墓園、2017年に明石市の石ヶ谷墓園、塩尻市の東山霊園、2018年に神戸市の鶴越墓園、宝塚市の宝塚すみれ墓苑、弘前市の弘前霊園、諏訪市の角間新田墓地、安曇野市の穂高墓地公園、2019年には川崎市の緑ヶ丘霊園、2020年には松本市の中山霊園、2021年には福岡市の平尾霊園、八戸市の東霊園でも設置される。

北海道では、1989年の札幌市を皮切りに、2012年に小樽市、2013年に北見市、網走市、2015年に千歳市、北広島市、恵庭市、知内町、江別市、2016年に根室市、八雲町、小清水町、2017年に美幌町、苫小牧市、白老町、岩見沢市、士別市、訓子府町、倶知安町、東川町、七飯町、2018年に旭川市、福島町、2019年に大空町、深川市、浦河町、2020年に興部町など、多くの自治体がこの10年以内に合葬墓を設置しているほか、東神楽町では2021年中の供用開始を予定している。

神戸市が2018年に約2億円を投じて作った「鶴越合葬墓」は、当初は50年間で1万体を収蔵する計画だったものの、応募数が申し込み開始から3週間で

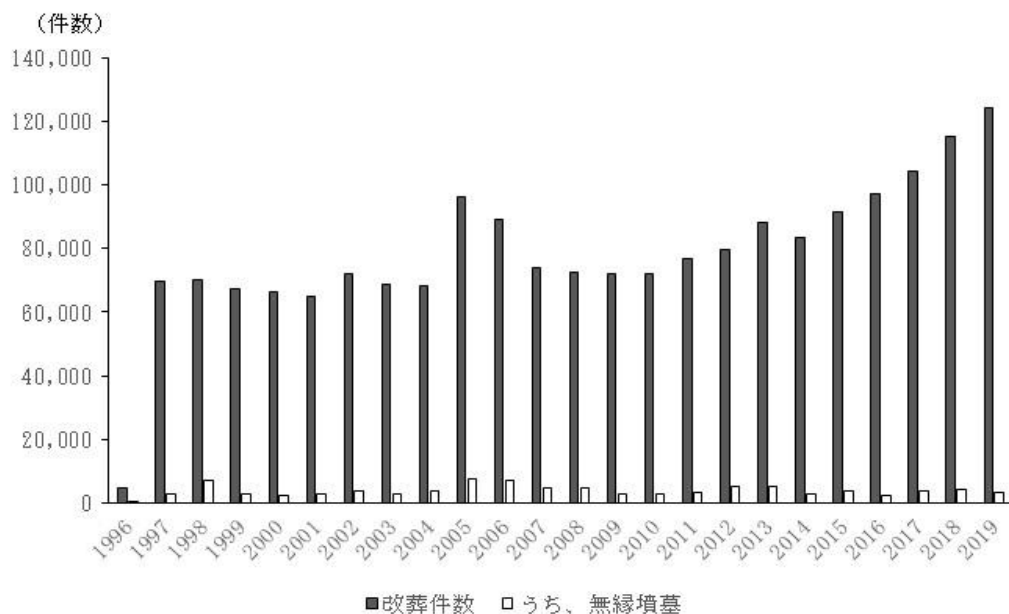
3,169 件に達し、うち 6 割は生前申し込みだった。2015 年に市がおこなったモニターアンケート調査では、墓を将来も維持しようと考えているかという質問に対し、「継承者がいないので、墓じまいを考えている」(11.2%)、「継承者はいるが、墓じまいを考えている」(13.7%)を合わせると、24.9%が継承者の有無に関わらず、墓じまいを考えていた。生前申し込みが 6 割にのぼった点も、お墓の将来的な維持管理に不安を覚えた墓じまい需要が少なくないと思われる。

2013 年に合葬墓の供用を開始した網走市では、2015 年以降、合葬墓の申込者の「生前」枠を「焼骨」枠が上回っている。「焼骨」枠の申請は、ほとんどが先祖の墓からの改葬で、人口減少に歯止めがかからない地方都市でも合葬墓の建設が起きている背景に、こうした墓じまい需要があると考えられる。

また 2018 年に開設された秋田市平和公園内の合葬墓では、申し込み希望者が殺到し、予定の 1,500 体が即日で埋まってしまったため、2019 年には新たに北部墓地に合葬墓を設置し、供用を開始しているなど、この 10 年間で一気に、改葬先としての合葬墓へのニーズが高まっている。

実際、厚生労働省『衛生行政報告例』によれば、改葬件数は 2014 年以降、急増している(図表 4)。無縁墓の片付けを除くと、2000 年には 6.4 万件ほどだった改葬件数は、2019 年には 12.4 万件にまで増加している。

図表 4 改葬件数の年次推移



資料：厚生労働省『衛生行政報告例』

いまでこそ、住民からの要望を受けて合葬墓を設置する自治体が相次いでいるが、1990年に総理府が実施した「墓地に関する世論調査」では、共同参拝墓地をどう思うかを尋ねた質問で、「積極的に評価する」とした人は11.6%しかおらず、「墓地としてふさわしくない」と回答した人が42.6%と、当時は、血族や姻族以外の者と入る共同墓への忌避観は根強くあった。

こうした共同墓は、子々孫々での継承を前提としていない点が特徴で、1990年以降、寺院でも、日蓮宗妙光寺の「安穩廟」、高野山真言宗功德院東京別院の「すがも平和霊園」、日蓮宗常寂光寺の「志縁廟」など、永代供養墓と呼ばれる共同墓が次々と建設されていった。

不特定多数ではなく、同じ会社で働いた社縁を媒介とした共同墓もある。必ずしも納骨を伴うとは限らないが、高度成長期には、企業の創業者、貢献した経営者や社員を供養するために建てられた。

## (2) 無縁墓の増加

一方、改葬も墓じまいもされず、何年もお参りの形跡のない無縁墓の増加が社会問題となっている。

熊本県人吉市では、2013年に市内の全995か所の墓地を調査したところ、4割以上のお墓が無縁化し、なかには8割以上が無縁墓になっている墓地があった。高松市では、市営墓地30か所をすべて調査し、2016年に無縁墓の状況を公表しているが、全体では21.3%が無縁になっていたが、7か所で無縁化率が3割を超えていた。高松市では早くから無縁墓を改葬しているため、これでも、1990年時点に比べると無縁墓の割合は減少している。

無縁墓の増加は過疎化、人口減少が進む地方だけの問題ではない。東京都では2000年以降、年間管理料を5年間滞納し、親族の居場所が分からない無縁墓を撤去しているが、今後増える無縁墓対策として、2012年に無縁合同墓を新たに整備している。川崎市でも2014年から無縁墓の撤去をはじめ、1万2,000体分の無縁合同墓を設置している。

墓地の管理者は、一定の手続きを踏めば無縁墓を撤去することができるが、その費用は墓地の管理者負担だ。したがって無縁墓が増加すれば、墓地の景観が悪くなったり、年間管理料収入が減少したりするだけでなく、撤去費用の負担など墓地の運営にも支障が出る。しかし公営墓地を運営している自治体のなかには、「そもそも年間管理料を取っていないので、どれが無縁墓なのか、把握できない」「無縁墓を撤去しても人口減少で次に建てたい人がいないため、無縁

墓の認定費用や撤去費用が負担になる」などの理由で、無縁墓を放置している市町村が散見される。

それではなぜ、無縁墓が増加するのだろうか。一つには、生まれた場所で一生を終える人が少なくなっていることが挙げられる。子々孫々で継承する家墓は、墓のある地で子孫が生活していくことを前提としなければ存続しない。人口の地域間流動が激化し、核家族化が進むと、子孫にとっては住んだことのない土地に先祖の墓があることになる。ましてや、その墓に入っている祖父母は、孫にとっては一緒に住んだ「家族」ではなく、「親戚」だ。祖父母が亡くなって十数年も経過すると、わざわざ墓参りのためだけに孫世代がその地を訪れるかどうかは疑わしい。

そもそも遺族がいない死者も増えている。50歳時点で一度も結婚経験のない人の割合は、2015年には男性が23.4%、女性が14.1%だった。1990年以降、男性の50歳時の未婚率が急増しているが、1990年に50歳だった人は80歳を超えた。これまで亡くなった男性のなかで一度も結婚したことがなかった人はほとんどいなかったが、生涯未婚の男性がどんどん亡くなっていく社会がまもなく到来するのだ。

そのため、これからの墓地政策は、増加する無縁墓のスクラップ&ビルドを考えるよりも、いかに無縁墓を増やさないかを考えるべきであろう。例えば、継承者がいる限り使用できるという「永代使用」ではなく、使用期限を30年などとする期限更新型であれば、家族の有無に関わらず、住民が公平に墓を持てる。フランスやドイツをはじめとする多くの欧州ではこの方法を採用している。前出の共同墓も、無縁化しない一つのあり方だ。

どんな人も自立できなくなったら、誰かの手を借りなければならない。しかし、家族がいても高齢で頼れない人、別居する子どもに迷惑をかけたくないと考える人、あるいは頼れる家族や親族がそもそもいない人たちの急増で、無縁遺骨の増加が昨今、クローズアップされている。

引き取り手のない遺骨はここ20年間、各自治体で急増している。しかも身元が分からない行旅死亡人（本人の氏名、本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない行き倒れた死者）ではなく、多くの遺骨は、身元が判明し、親族も分かっている点が、昨今の傾向だ。

自治体が引き受ける遺骨が全国で最も多い大阪市では、2018年度には2,688体が公営の無縁堂に安置されたが、このうち、身元が分からない行旅死亡人は50人もいない。無縁遺骨の割合は大阪市内で亡くなった人の8.3%、つまり12



人に1人は無縁堂に安置されている計算となる。2018年度は無縁遺骨の9割に当たる2,416体が生前に生活保護を受けていたが、たとえ経済的に余裕があっても、既婚者であっても、親族との関係が疎遠だったために、死後に無縁遺骨となるケースは珍しくない。



写真2 那覇市内の寺院に安置されている無縁遺骨（2020年撮影）



写真3 横須賀市役所内に仮保管された無縁遺骨（2018年撮影）

### （3）廉価な墓の増加

ロッカー式の納骨堂は、本州や四国では、お墓を建てるまでの一時的な安置施設として利用されることが多かったが、最近では、家墓として納骨堂を利用する人が増えている。厚生労働省『衛生行政報告例』によれば、東京都では納骨堂は2000年度には287施設あったが、2005年度には310施設、2010年度には347施設、2019年度には436施設にまで増加しており、ここ10年間の増加数が特に大きい。東京では、広大な用地の確保は難しいこと、仮に土地があっても、近隣住民からの反対が根強いことから、新たに墓地を造成するのは現実的ではない。それに比べ、ビル型の室内納骨堂は狭小地でも建設できるため、増加傾向にある。

さらに、墓石を建てるお墓より、納骨堂の方が廉価なうえ、お参りしやすい交通至便な場所にあることが多く、墓掃除も不要である点が支持されていると考えられる。

また区画の狭小化も進んでいる。1990年代初頭では、首都圏の民営墓地で売り出されていた一般的な区画は3㎡だったが、2000年頃には2㎡の区画が中心になり、最近では1.5㎡に満たない区画が目立っている。千葉県内の多くの自治体では、民営墓地であっても「1区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること」という条例を定めているが、首都圏の大都市部では、1㎡未満の区画は珍しくな

い。



写真4 大田区の寺院内「樹木葬墓地」 写真5 豊島区の寺院内「室内墓地」  
(いずれも2019年撮影)

これが地方都市にも波及しており、例えば沖縄では、亀甲墓や破風墓などの個人所有の門中墓が伝統的に多かったが、個人所有が禁止されたり、都市開発などで墓じまいが進み、新規の建立だけでなく、改葬先としても小さな個人墓や家墓、合葬墓のニーズが高まっている。



写真6 南城市の民営墓地



写真7 中城村の民営墓地  
(いずれも2020年撮影)

一方、お墓に納骨せず、海などに散骨する方法を望む人もいます。法律では墓地以外での埋蔵は禁じられているが、散骨は遺骨を撒くのであって、埋蔵ではな

いため、違法ではないとされている。

しかし日本には散骨に関するルールはなく、散骨する人のモラルや業者の自主規制に任されているのが現状だ。2005年には、北海道の長沼町で、散骨を請け負う団体と住民との間でトラブルが起き、墓地以外に人骨を撒くことを禁じた「さわやか環境づくり条例」が施行された。現在、北海道岩見沢市、宮城県松島町、埼玉県秩父市で散骨が規制されているほか、北海道七飯町、御殿場市、熱海市、伊東市、湯河原町、諏訪市、埼玉県本庄市では、散骨業者に対する指針が出されている。

#### 4. 死後の共同性の動き

2000年以降、高齢世帯の核家族化、死亡年齢の高齢化に拍車がかかり、墓のあり方やニーズが急激に変化していることをみてきたが、本章では、生前からつながりのある集団による合葬墓に着目し、墓が死後の共同性となりうる可能性について考察していく。

この10年間、合葬墓を設置する自治体が増加していることは前述したが、その運営主体は自治体だけでなく、市民団体、寺院や教会等の宗教施設のほか、老人ホームなどの高齢者施設も出てきている。血縁を超えた人たちで入るこうした共同墓は、子々孫々での継承を前提としない点が特徴だ。寺院が運営する共同墓は永代供養墓と呼ばれ、寺院が子孫に代わって、故人の供養やお墓の維持管理をする。共同墓を運営する市民団体のなかには、生前に契約した人たち同士で定期的に親睦会を催したり、共同墓参をしたりするところもある。

##### (1) 兵庫県高齢者生活協同組合の取り組み

1999年に設立された兵庫県高齢者生活協同組合は、兵庫県全域で5,500人程度の会員を抱えている。「ひとりぼっちの高齢者をなくそう」「寝たきりにならない、させない」を理念に、地域や会員相互の助け合いの仕組みを模索してきたが、2010年頃に、死後も支えあいたいというニーズが高まった。

2014年に民営の神戸平和霊苑の一角に共同墓「永遠」を建立したが、2021年2月現在で、すでに納骨されたのは68体あり、生前契約は98人いる(写真8)。ここには192体までの納骨スペースしかないので、早晩、満杯になることが予想される。

神戸平和霊苑の共同墓が建立されると、「神戸の東部にも共同墓を」という会員の声があがり、2017年には市内の住吉霊園にも共同墓「永遠」を設置した。



2021年2月現在で、納骨は14体、生前契約は18人となっている。



写真8 神戸平和霊苑内の共同墓  
(2018年撮影)



写真9 神戸市の住吉霊園内の共同墓  
(2019年撮影)

この共同墓の特徴は、「永遠の会」という会員組織があることだ。死後に共同墓に入りたいという生前契約者が増加したことが背景にある。契約者や遺族を結ぶ会として「永遠の会」では、毎年1月は新年昼食会、4月第二日曜日は共同献花・永代供養祭（納骨式）、6月は昼食会、9月は秋彼岸共同墓参会を開催し、会員同士の親睦を図っている。

兵庫県高齢者生活協同組合では、オリジナルの「私だけのエンディングメモ」を作成しているほか、司法書士や弁護士、葬儀社による終活セミナーにも力を入れている。

こうした取り組みは、2014年設立の京都高齢者生活協同組合くらしコープでも始まっており、共同墓も建立している。高齢者生協はその特性上、もともと同好会や文化活動に力を入れ、高齢者が孤立しないよう、さまざまな仕掛けをしており、会員同士の交流があるため、共同墓運営のニーズが出やすいと考えられる。



写真 10 京都高齢者生協の共同墓

## (2) 高齢者施設

高齢者施設でも、共同墓を建立する動きがある。介護付有料老人ホーム「宝塚エデンの園」は 2010 年に、兵庫県宝塚市の市営墓地に共同墓を建立したほか、2012 年には伊豆市にある有料老人ホーム「ライフハウス友だち村」、神戸市のサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る伊川谷」は民営墓地に共同墓を建てている。

宝塚エデンの園を運営する社会福祉法人聖隷福祉事業団では、全国で展開する 8 か所の有料老人ホームのうち、7 か所で共同墓を設置している。

こうした施設では、年に 1、2 回の合同慰霊祭をおこなっており、希望する入居者にとっては、墓参を兼ねた外出の機会となっている。



写真 11 高齢者住宅の共同墓の慰霊祭の様子（2013 年撮影）

そこで、サービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る那須」における「生の共同

性」と、居住者で運営する共同墓がもたらす「死の共同性」の関連について概観する。ゆいまーる那須は 2010 年に第一期、2012 年には第二期工事が完了し、70 戸全棟がオープンした。事業主体は、全国で高齢者向け住宅を企画している株式会社コミュニティネットで、2007 年に開設に向けた実行委員会を立ち上げ、入居希望者から要望を聞いて、施設の設計やサービス内容に反映させた。

一戸の広さは 33 m<sup>2</sup>から 66 m<sup>2</sup>で、約 1,200 万円～2,500 万円の家賃を一括して前払いすれば生涯居住できる。15 年以内に退去、解約する場合には、経過した月数に応じて家賃一括前払い金は返還される。家賃以外には、月額 3 万円～5 万円のサポート費や食費、光熱費などがかかるが、常駐スタッフが日常生活の相談に応じるほか、敷地内には、外部の会社が運営するデイサービスセンターがあり、住み慣れた敷地内で介護を受けることができる。連携する医療機関もある。

居住者同士が緩やかなつながりが持てるよう、70 戸で一つのコミュニティを形成するのではなく、12 戸から 18 戸ずつのユニットが 5 棟配置されている長屋のように居住部屋が配置され、各住戸は中庭に向かい、お互いの気配をさりげなく感じられるようになっているが、それぞれの部屋は完全にプライバシーが保たれている。そのほか、食堂、図書室、音楽室などの共用室やデイルームがあり、ほぼ毎日、ヨガや体操、合唱、書道などのサークルが行われている。

ゆいまーる那須のもう一つの特徴は、働きながら暮らすというコンセプトである。庭の整備、隣接する牧場のえさやり、食堂で調理をしたり、皿洗いをしたりするのも居住者だという。昼と夜の一日二食を食堂でとった場合、一か月の食費は一人当たり 4 万円だが、ランチは 540 円、夕食は 760 円に設定されており、一日だけ、一食だけ食堂で、という選択もできる。毎週土曜日は「ゆいまーる居酒屋」となり、地域の人たちも立ち寄る。

数年前、入居者から「死後もみんな一緒にいたい」という声があがり、車で 15 分ほどにある共同墓をゆいまーる那須が契約した。まだ亡くなった人はいないため、慰霊祭などのイベントはないが、ペットの犬と一緒に入りたいと、犬の遺骨を自室に安置している高齢女性もいた。



写真 12 ゆいまーる那須の居住棟概観



写真 13 掲示板



写真 14 ゆいまーる食堂での夕食



写真 15 ゆいまーる那須の共同墓

### (3) 「墓は不要」論への諸外国の動き

ライフスタイルや家族関係が多様化するなか、子々孫々でお墓を継承することが不可能な時代になりつつあることは自明だ。一方で、ここ 10 年ほどで、行政主導の合葬墓や寺院の永代供養墓が続々と登場している。しかしその多くは、血縁を超えた人たちの遺骨を一か所に安置するという安置形態の一つの提案に過ぎない。

しかし、墓が遺骨の安置場所としての機能しか持たないなら、「墓は不要」という風潮は強くなるだろう。なぜなら、諸外国ではすでに遺骨や遺体を残さない方法が研究されており、安置場所としての墓のかたちは大きく変わってくると予測されるからである。

スウェーデンのプロメッサ・オーガニック社 (Promessa Organic) では、遺体をマイナス 196 度の液体窒素に浸して冷凍し、粉状にしたものをフリーズドライにし、土の浅い部分に埋葬する「プロメッション」という埋葬法を生み出した。一年程度で腐敗土になるというが、火葬にも土葬にも当てはまらない葬法であることから、実用化には至っていない。NFDA (全米葬祭業者協会) の 2019



年調査によれば、調査対象者の 51.6%が、自然に優しいグリーンフューネラルに関心を持っており、48.0%は、火葬した自身の遺骨を散骨してもらいたいと回答している。プロメッサ・オーガニック社の公式パートナーは、オランダ、ドイツ、アメリカ、韓国にもあり、数年以内には、環境に優しい新たな葬法として導入される可能性は低くはない。

アメリカではすでに、遺体のコンポスト化が実用化されている。ワシントン州にあるリコンポーズ社（Recompose）では、シアトル南部の土地で、遺体をコンポストにする「ナチュラル・オーガニック・リダクション」という葬法を提供している。費用は 5,500 ドルだが、US Funerals online によれば火葬費用の平均は 4,000 ドルから 7,000 ドルなので、高いわけではない。2020 年にはワシントン州で、2021 年にはコロラド州で、遺体のコンポスト化が正式な葬法として法制化されており、カリフォルニア州やオレゴン州など 19 州で法制化に向けた議論が進んでいる。リコンポーズ社では、2021 年中に、遺族たちを招いてコンポスト土壌を山へ還す計画を立てている。

また台湾内政部の発表によれば、2009 年には 1,442 件だった自然葬が 2018 年には 10,941 件にまで増加した。国土が狭い台湾では、土地資源の節約だけでなく、環境保護に配慮した葬法「環保自然葬法」として、ノー建墓、ノー墓石、ノー記名を条件とする樹葬（墓地内での樹木葬）、花葬（墓地内での花葬）、海葬（海洋散骨）、植存（墓地外での樹木・芝散骨）、灑葬（墓地内散骨）を提案している。納骨をする樹葬や花葬であっても、コーンスターチを原料とする土に溶ける箱に遺灰を入れることを義務付けるなど、遺骨を残さない、墓を作らない方針を内政部が積極的に推奨している。

こうした諸外国での動向は日本にとっても人ごとではない。前述したように、墓が遺骨の安置場所としての機能しか持たないのであれば、国民の意識が遺骨を残さない方向へ動くのは必然だからである。

#### （４）死後の共同性

それでは、本稿でも紹介したように、高齢者団体や高齢者施設で聞かれる「死んだ後も一緒にいたい」という死後の共同性は、どのように保証することができるだろうか。メディアでは、死後同じ共同墓に入る人たちを「墓友」と称する向きもあるが、共同性と呼べるコミュニティの構成員が「同じ墓に入りたい」と考えるのであって、同じ墓を生前契約した「墓友」たちが、生前にコミュニティを形成できるか、というのは疑わしい。そもそも、諸外国のように遺骨を残さな



い方向に世論が進むのであれば、共同墓も不要になる。

墓は、遺骨の安置場所以外に、遺された人が死者と対峙する場所という機能があるが、死後の共同性は、死者同士が死後に共同性を形成することは不可能である以上、遺された人たちが保証するしかない。つまり遺された人たちの共同性が、死後の共同性と連動することでしか、死にゆく人に対して死後の安心を与えられないのではないだろうか。これまでの「イエ」や「家族」、「地域」はまさしく、生の共同体であり、それが死後の共同性でもあった。その意味で、ゆいまーる那須のように、新しい生の共同性の構築が、死後の共同性の保証につながる可能性があるのではないかと思われる。その意味では、コーポラティブハウスやシニア住宅のような新たな居住スタイルが、死後の共同性をどう保証するかという新たな課題も見えてくる。